

君津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託 に係るプロポーザル実施要領

1 事業概要

市内の店舗等にてコード決済により商品代金等を支払った際に、買い物等に使えるポイントを付与することで市内の消費喚起、キャッシュレス決済の推進、交流人口の増加を図るもの。なお、キャッシュレス決済の推進効果を高めるため、複数のコード決済を対象としたキャンペーンとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 君津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「君津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 契約締結の翌日から令和5年3月31日まで（予定）
- (4) 委託上限額 80,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期間等
公募の開始※実施要領等のHPへの公開	令和4年6月24日から
質問書の受付	令和4年7月4日(月)午後5時まで
質問書の回答	令和4年7月6日(水)までに回答
参加申込書等の提出期限	令和4年7月11日(月)午後5時必着
参加資格の審査(書類審査)の実施	令和4年7月12日(火)
参加資格の審査(書類審査)結果の通知送付	令和4年7月14日(木) 予定
企画提案書等の提出期限	令和4年7月19日(火)午後5時必着
プレゼンテーション審査の実施	令和4年7月21日(木) 午前 会場：君津市役所4階401会議室
結果の通知送付	令和4年7月25日(月)
契約の締結	令和4年7月29日(金)

6 参加手続

(1) 参加申込方法

- ・書類は君津市ホームページ及び君津市経済環境部経済振興課(君津市役所4階)にて配布する。
- ・提出方法は経済振興課に持参又は郵送によるものとし、持参の場合は午前8時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着とする。

(2) 参加手続に必要な書類

①参加申込書等

- ・参加申込書(第1号様式)
- ・誓約書(第2号様式)
- ・会社概要書(第3号様式)

- ・ 業務実績調書（第 4 号様式）
- ・ 配置予定技術者調書（管理・主任・担当）（第 6 号様式）

※ただし、君津市入札参加資格者名簿に登載されていない者は以下の書類も併せて提出すること。

- ・ 登記事項証明書（履歴事項証明書）原本（法人）
- ・ 身分証明書原本（個人）
- ・ 印鑑証明書原本
- ・ 納税証明書原本（国・県・市）

※県・市については県内・市内に本店又は営業所を有する者のみ

- ・ 直近 1 年度分の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

② 企画提案書等

- ・ 企画提案書
- ・ 見積書

(3) 提出部数

1 部（ただし企画提案書は 6 部）

(4) 申込みの無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

- ① 参加資格のない者が行った申込み
- ② 不正な行為による申込み
- ③ その他指定した方法以外による申込み

(5) 質問書の提出

- ・ 電子メールによる受付とし、件名は「君津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託に係る質問」とすること。

送付先：keizai@city.kimitsu.lg.jp

(6) 質問書の回答

- ・ 質問内容が申込者独自の提案に関わると判断されるものは、当該申込者のみに、それ以外は全ての申込者に電子メールにて回答する。

(7) 申込みの辞退

- ・ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第 9 号）を提出すること。

(8) 参加資格の確認

- ・電子メールにて、提出者へ通知する。

7 企画提案書等の作成について

- ・企画提案書は、企画提案内容（事業の取組方針、仕様書に記載された業務実施に関する企画提案、事業の実施手法、期待される効果・目標、PR・告知方法など）を記載するものとする。様式自由。ただしA4縦左綴じ、文字サイズは12ポイント以上とし、両面使用は可とする。
- ・見積書は仕様書に準じて業務内容の内訳がわかるように見積もること。また、見積総額は税抜き額とし、税込み額を括弧書きすること。

8 プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションは、原則、対面方式とするが事情によりweb会議アプリケーションを用いた方法等に変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションの配分時間は、提案内容に係るプレゼンテーション20分以内、その後、提案に対する質疑応答10分程度、1提案者につき30分程度とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は本業務を担当する主たる担当技術者を含め、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、大型モニター、電源コードリールについては、市で用意する物を使用して構わない。
- ・提案者が1者のみで、企画提案書の内容で審査が可能な場合は、提出された企画提案書による審査を行い、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

9 契約候補者の選定

契約候補者の審査は、提出された業務実績調書と企画提案書及び提案（プレゼンテーション）により、君津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。なお、提案者が1者であっても審査を行うこととし、70点以上の評価点を得

た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

審査委員会は、「君津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託審査基準」に基づき採点を行い、得点の最も高い者を契約候補者、次に得点の高い者を次点者として選定する。最高得点者が2者以上の場合は、提案（プレゼンテーション）審査の点数が高い者を選定し、プレゼンテーション審査の合計点数が同点の場合は、評価項目の「対象キャッシュレス決済手段」と「デジタルデバイド対策」の合計点が高い者を選定する

1 0 審査結果の通知

- ・ 契約候補者決定の通知は、書面にて決定の有無を通知する。
- ・ 候補者に選定されなかった理由については、通知日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（任意様式）により、経済振興課へ説明を求めることができる。
- ・ 候補者に選定されなかった理由について、説明を求められたときは、書面を受理した日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

1 1 契約

- ・ 候補者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、候補者が辞退した場合、又は失格等の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。

1 2 事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額が委託上限額を超えている場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為があったと認められる場合。

1 3 その他事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸経費は、すべて参加者側の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、君津市が必要に応じて複製する場合がある。
- (5) 情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年条例第1号）等に基づき、企画提案書等を開示することがある。
- (6) 提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、君津市に帰属するものとする。
- (7) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
- (8) 君津市から提供した資料は参加に関わる検討以外で使用してはならない。
- (9) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

1 4 審査結果の公表

審査結果の公表方法は、ホームページで公表する。ただし、候補者とならなかった者の名前については原則、非公表とする。

1 5 担当課

君津市経済環境部経済振興課

〒299-1192 君津市久保2-13-1

TEL 0439-56-1531（直通） FAX 0439-56-1314

e-mail keizai@city.kimitsu.lg.jp